

A1 書面添付制度とは、税理士法第 33 条の 2 に規定する一定の書面を税理士が作成した場合に、その書面を申告書に添付して提出した納税者に対する税務調査を実行する以前に、税務代理を行う税理士（又は税理士法人）に対して、添付された書面の記載事項について意見を述べる機会を与えなければならない（法第 35 条第 1 項）こととされているものです。この規定は、税務の専門家である税理士の立場をより尊重し、税務執行の一層の円滑化・簡素化を図るため、法制化されました。

またこの制度は、税理士が作成等した申告書について、記載した一定の書面の添付及び税務調査の事前通知前の意見陳述を通じて税務の専門家の立場からどのように調製されたかを明らかにすることにより、正確な申告書の作成及び提出に資するという、税務の専門家である税理士に与えられた権利の一つでもあります。